

# 居宅介護支援重要事項説明書

(令和7年4月1日現在)

## 1、当社が提供するサービスについての相談窓口

電話 0774-24-7858  
FAX 0774-24-6138

※ ご不明な点は、何でもおたずね下さい。

## 2、新日本ケアサービス指定居宅介護支援事業所の概要

### (1) 居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	新日本ケアサービス指定居宅介護支援事業所
所在地	京都府宇治市宇治野神 65
介護保険指定番号	宇治市・2671200158
通常の事業の実施地域	宇治市、城陽市

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

### (2) 同事業所の職員体制

	氏名	職員数	業務内容	計
管理者	大谷津江子	1名 兼務	事業所管理	1名
介護支援専門員		1名 兼務 専従 3名以上	ケアプラン作成	4名以上
事務職員		1名 専従	必要な事務	1名

### (3) 営業日及び営業時間

営業日	月～金 (休日 土曜日・日曜日・年末年始 12/30～1/3)
営業時間	午前9時～午後5時

※緊急時 24時間対応 連絡先電話 0774-24-7858

## 3、居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

申し込み → 要介護認定申請手続き → かかりつけ医師との連絡調整 → 訪問調査 → 要介護認定審査会 → 認定結果連絡 → ケアマネージャー 事前訪問 → ケアプラン原案作成 → 契約 → サービス開始 → (サービス提供状況の定期的調査 → サービスの再調査 → )
居宅介護が困難になった場合は、介護保険施設の紹介及び関係施設との連絡調整

#### 4、料金

##### (1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので自己負担はありません。

- \* 保険料の滞納などにより、法廷代理受領が出来なくなった場合、1 ヶ月につき下記の料金をお支払いいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を、後日、保険者の窓口へ提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

	要介護 1. 2	要介護 3～5
居宅介護支援費	1 0 8 6 単位	1 4 1 1 単位

※利用料は、単位数に 10, 42 を乗じた金額になります。(宇治市 6 級地)

※初回及び要介護度に 2 段階以上変更があった場合は 1 月につき 300 単位が加算されます。

※特定事業所加算Ⅱが 1 月につき 421 単位加算されます。

※事業所が通常の事業実施地域を越えて、中山間地域居住者へサービスを提供した場合、上記金額の 5% の加算になります。

※その他一定の要件を満たし、対象となる方には以下の加算がされる場合があります。  
(入院時連携加算、退院、退所加算など)

##### (2) 交通費

前記 2 (1) のサービスを提供する地域のお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費として利用者又はその家族に説明し、同意の上別途実費を請求します。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を請求します。

- ① 通常実施地域を超えてから片道 15k m 未満 2 5 0 円
- ② 通常実施地域を超えてから片道 15k m 以上の場合、5k m につき 1 0 0 円加算
- ③ 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける事とする。

##### (3) 解約料

利用者の方のご都合により解約した場合、下記の料金を負担していただきます。

契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で解約した場合	居宅介護支援費相当額
保険者（市町村）への居宅サービス計画の届出が終了後に解約した場合	料金は一切かかりません

##### (4) その他

上記以外の費用が必要となった場合は、その都度協議して、利用者の方に説明をし同意を得たものに限り徴収させていただきます。

利用料について支払いが困難な状況が発生した場合は、管理者と協議のうえ減額または免除する事ができます。

## 5、新日本ケアサービスの事業目的と運営方針

### (1) 事業目的

要介護者や家族等からの相談に応じるとともに、要介護者や家族等が置かれているや心身の状態に応じて、本人や家族の意向等を基に居宅介護サービスまたは施設サービスを適切に利用できるよう、サービス計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う事を目的とする。

### (2) 運営方針

- ・ 利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して援助に努める。
- ・ 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。
- ・ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- ・ 事業の運営にあたっては、府、市町村、地域包括支援センター、他の介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設、医療施設等との連携に努める。

### (3) 公正中立な居宅サービス事業所選択、及び医療機関との連携

- ・ 居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができる。
- ・ 指定居宅介護事業者と入院先医療機関との早期からの連携を促進する観点から、利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう、利用者又はその家族に対し事前に協力を求めるものとする。

## 6、緊急時の対応

利用者に対するサービス提供により病状の急変等緊急を要する場合は速やかに主治医、家族救急隊等に連絡する等必要な措置を行います。

### 【緊急連絡先】

氏 名		続 柄	
住 所		T E L	
医療機関		主 治 医 名	
所 在 地		T E L	

## 7、事故発生時の対応

当事業所は利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに保険者及び都道府県、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行う。

## 8、サービス内容に関する苦情相談窓口

### (1) 苦情相談窓口について

居宅介護支援に関するご相談、または居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

電話 0774-24-7858 FAX 0774-24-6138  
管理者 大谷 津江子

#### ◆市町村の相談、苦情受付窓口に伝える事ができます。

宇治市役所 健康長寿部介護保険課  
電話 0774-22-3141 (代) FAX 0774-21-0406

城陽市役所 高齢介護課  
電話 0774-56-4043

### その他の苦情受付機関

#### ◆京都府社会福祉協議会福祉サービス運営適正化委員会

電話 075-252-2152 FAX 075-212-2450

#### ◆京都府国民健康保険団体連合会（介護保険課）

電話 075-354-9090 FAX 075-354-9055

#### ◆山城北保健所

電話 0774-21-2191 FAX 0774-24-6215

### (2) 苦情処理の体制及び手順について

相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。

#### ① 相談及び苦情の対応

相談又は苦情があった場合は、原則として担当者が対応する。  
担当者が対応できない場合は、その旨を管理者に報告対応する。

#### ② 確認事項

電話については、次の事項について確認する。  
相談者は苦情のあった利用者氏名、提供したサービスの種類、提供した年月日及び時間、担当した従業者の氏名、具体的な苦情、相談内容、その他事項を確認する。

### ③ 相談及び苦情処理期限の説明

相談及び苦情処理の相手に対し、対応した従業員の氏名を名乗るとともに、相談・苦情を受けた内容について回答する期限を併せて説明する。

### ④ 相談及び苦情処理

概ね次の手順により、相談及び苦情について処理する。

- ・事業所内において、管理者を中心として相談・苦情処理のための会議を開催する。
- ・問題点の整理、洗い出し及び今後の改善策についてのディスカッションを行う。
- ・苦情受付担当者が利用者に対して事情説明を行ったうえで苦情報告書を作成する。
- ・苦情解決者は、同様の苦情等が再度おこらぬよう事業所内の周知徹底を図る。

### ⑤ その他の参考事項

サービス提供にあたり、利用者マニュアルにおいて接遇などを徹底する他、適宜研修を実施し、より利用者の立場にたったサービス提供を心がけるよう職員指導を行う。苦情が出された場合は、誠意を持って対応するものとし、苦情まで至らないケースであっても、利用者から相談・要望を受けた場合は、事例検討材料として今後のサービス向上に務めることとする。

## 9、居宅介護支援事業所の理念

ご利用者様の尊厳をモットーにできる限り自立支援を促し、安心して在宅生活が継続できるよう支援を行いたいと思います。またスタッフ一同日々研鑽に励みます。

## 10、秘密保持

- (1) 事業者及び事業所に属するものは、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に洩らしません。この守秘義務は、本契約終了後も継続します。
- (2) 事業者は、利用者から予め書面で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者及びその家族の個人情報を用いません。

## 1 1、虐待防止に関する事項

事業者は、利用者の人権擁護。虐待防止について、指針・マニュアルの整備、委員会の開催、研修を行い従業員の資質向上に努めます。

## 1 2、その他

- (1) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。
- (2) 事業者は、従業員に対して常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るための研修（権利擁護・認知症ケア・介護予防・感染症・ハラスメント）を年1回以上実施いたします。
- (3) 事業者は、ハラスメント対策、感染症対策について、指針・マニュアルの整備、委員会の開催、研修・訓練の実施を行い、従業員の資質向上に努めます。
- (4) 事業者は感染症や非常災害の発生において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための計画や必要な措置を行います。

## 説明事項確認書

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、内容に同意の上、本書面を受け取りました。

利用者

住 所

氏 名

㊞

(代理人又は補助者)

住 所

氏 名

㊞

---

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本契約に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 京都府宇治市宇治野神65

名 称 新日本ケアサービス

㊞

説明者 職名 介護支援専門員

氏名

㊞

## 個人情報使用についての同意書

私及びその家族に関する個人情報については、下記に定めるところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

### 記

#### 1 使用する目的

事業者が、介護保険法に関する法令に従い、居宅介護計画に基づき、利用者に対するサービス提供等を円滑に行うことを目的として実施するサービス担当者会議等においてのみ使用すること。

#### 2 使用可能な個人情報の内容

利用者の氏名、住所、健康状態、病歴、医師の診断書、家庭状況その他事業者が適正な介護を行うために最小限必要とする利用者及び家族個人に関する情報。

#### 3 使用に際しての条件

①使用する個人情報の範囲は、上記1に定める目的を達するため必要な最小限度にとどめること。

②個人情報を使用する際には、関係者以外の者に決して漏れることのないようその提供方法について十分注意を払うこと。

③事業者は、個人情報を使用した会議、内容、出席者等を記録しておくこと。

#### 4 使用を可とする期間

令和 年 月 日から契約終了日まで。

令和 年 月 日

新日本ケアサービス様

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

署名代行者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

(利用者との関係 )

利用者家族 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

(利用者との続柄 )



